

企業制度の観点から見た 中国企業会計制度

4D004 山根陽一

E-mail: yangyi@v005.vaio.ne.jp

報告の目的

- 企業制度の観点から会計制度をみる
- 従来中国会計研究は外資系企業を対象

- 各企業制度の性質(目的、所有形態など)
- →そこから導き出される会計制度の性質
- 研究方法
- ・条文から記述的に見ていく

報告の構成

- 1. 会計制度の枠組み
 - (1) 会計法
 - (2) 企業会計準則、企業財務通則
 - (3) 企業会計制度
- 2. 国内の企業形態
 - (1) 国有企業
 - (2) 郷鎮企業
 - (3) 私営企業(パートナーシップ企業、独私企業)
- 3. 外資系企業
 - (1) 合資企業
 - (2) 合作企業
 - (3) 独資企業
- 4. 現代企業
 - (1) 有限責任会社
 - (2) 上場会社

1. 会計制度の枠組み

(1) 会計法

- 制定: 1985年(改正: 1993年、1999年)
- 目的: 大躍進や文化大革命によって混乱状態にあった会計制度の整理
- 適用範囲: すべての組織
- 構成: 7章52条
- 内容: 各種会計制度が守るべき基本規定(具体的な処理規定はない)

1. 会計制度の枠組み

(2) 企業会計準則、企業財務通則

- ① 企業会計準則(基本準則)
- 制定: 1992年11月30日
- 目的: 所有性別、部門別、業種別に制定された会計制度に統一性をもたせるため
- 適用範囲: すべての企業
- 構成: 10章66条
- 内容: 会計実践を総括する概念フレームワークを意図したもの
- * 具体準則・・・国際的な会計基準の導入

1. 会計制度の枠組み

(2) 企業会計準則、企業財務通則

- ②企業財務通則
- 制定:1992年11月30日
- 目的:財務管理及び経済計算の強化
- 適用範囲:すべての企業
- 構成:12章45条
- 内容:企業の資金及び財務報告が中心(EX. 固定資産の耐用年数、資産の廃止基準、貸倒引当金の設定基準など)
- →硬直的な会計→企業実態を無視
- *統制色が強い、計画経済システムから受け継いだもの

1. 会計制度の枠組み

(2) 企業会計準則、企業財務通則

- ③企業財務会計報告条例
- 制定:2000年6月21
- 目的:対外的な発表における一定の形式を与えるため
- 適用範囲:外部から資金を調達する企業と大中規模の企業
- 構成:6章46条
- 内容:財務会計報告書(財務諸表、財務諸表脚注、財務状況説明書)の内容と作成時期

1. 会計制度の枠組み

(3) 企業会計制度

- ① 企業会計制度
- 制定：2000年12月29日
- 目的：業種別、株式会社、外資によって異なった会計制度をひとつに統一するため
- 適用範囲：小企業、金融企業を除くすべての企業
- 構成：14章160条
- 内容：会計公準、一般原則、基本概念の定義、会計処理に関する事項、選択可能な会計処理など
- ＊ 基本的な事項は会計法や企業会計準則と重複

1. 会計制度の枠組み

(3) 企業会計制度

- ②金融企業会計制度
- 制定:2001年11月27日
- 目的:前金融企業会計制度は、計画経済下での制度であったため、変更の必要性
- 適用範囲:銀行、保険会社や証券会社などの金融業を営む企業
- 内容:会計法や企業財務会計報告条例をよりどころに具体会計準則の内容を取り込みながら、国際金融会計の慣行を導入

1. 会計制度の枠組み

(3) 企業会計制度

- ③小企業会計制度
- 制定:2004年4月27日(適用は2005年から)
- 目的:大中企業と同じ会計制度は小企業の実態にそぐわないため(煩雑)
- 適用範囲:株式・債券を発行しない小企業(中小企業の標準に関する暫定規定の通知による)
- 内容:会計報告書をB/SとP/Lのみとするなどの簡易な会計制度

1. 会計制度の枠組み

(3) 企業会計制度

- ④業種別会計制度、業種別財務通則
- 制定:1993年
- 目的:40の業種別に作成されていたものを13の業種に整理統合
- 適用範囲:国有企業・集団企業など
- 構成:工業、商業、流通、鉄道、航空、農業、郵便通信、不動産開発、建設、銀行、保険、旅行飲食、外資
- 内容:特定の業種で培われてきた会計処理方法の集約、会計の知識を必要としない硬直的な会計
- →小企業や古くからある企業において影響力

2. 国内の企業形態

(1) 国有企業

- 基本法: 全人民所有制工業企業法
- 制定: 1988年4月13日
- 目的: 国家管理での生産活動、社会主義国家の建設
 - 「企業の根本任務は国家計画と市場需要に基づいて商品生産を發展させ、富を増やし、日増しに増大する社会の物質・文化生活の需要を満たすこと(第3条)」
 - 「企業はあくまでも社会主義物質文明と同時に社会主義精神を築き、理想、道徳、教養、規律のある従業員の隊列を築くようにしなければならない(第4条)」
- 所有形態: 国民の所有
 - 「企業の財産は全人民の所有に帰属(第2条第2項)」
- 会計の性格: 管理責任会計
 - 所有者兼経営者である国家に対して行う報告
- 会計規定
 - 「企業は財務、労働賃金及び物価管理等に関する国の規定を遵守し、財政、会計検査、労働賃金及び物価機関の監督を受けなければならない(第37条)」
- 会計制度
 - 業種別会計制度

2. 国内の企業形態

(2) 郷鎮企業

- 基本法: 郷鎮企業法
- 制定: 1996年10月29日
- 目的: 農村の余剰労働力の吸収、農村の発展
 - 「市場の需要に基づき商品生産を発展させ、社会サービスを提供し、社会に有効な供給を増加させ、農村の余剰労働力を吸収し、農村の収入を高め、農業を支援し、農業及び農村の近代化を促進し、国民経済及び社会事業の発展を促進すること(第3条第2項)」
 - 「農村経済の重要な支柱(第3条第1項)」
- 所有形態: 集団所有
 - 小規模な自己完結型の企業形態
 - 所有と経営は分離されていない
- 会計の性格: 外部への会計報告の必要性はない
- 会計規定
 - 「国の定めに従い、財務会計制度を導入し、財務管理を強化し、法により会計帳簿を設置し、事実に基づき財務活動を記録しなければならない(第30条)」
- 会計制度
 - 小企業会計制度(現: 業種別会計制度)

2. 国内の企業形態

(3) 私営企業

- 基本法: 私営企業暫定条例
- 制定: 1988年6月25日
- 目的
 - 「社会主義計画商品経済を繁栄するため(第1条)
 - 「社会主義公有経済を補充するもの(第3条第1項)
 - →前提が計画的商品(市場)経済
- 形態: 3つ
 - 独私企業、パートナーシップ企業、有限責任会社
- 会計規定
 - 「国の財務会計法規及び税務機関の規定に従い、財務会計制度を健全化し、財務会計担当者を配置し、会計帳簿を立て、財務諸表を作成、提出し、厳格に納税義務を履行し、税務機関の監督検査を受けなければならない(第35条)」

2. 国内の企業形態

(3) 私営企業

- ①パートナーシップ企業
- 基本法: パートナーシップ企業法
- 制定: 1997年2月23日
- 所有形態: 少人数による所有
 - 「中国国内において各パートナーがパートナー契約を締結し、共同に出資、共同に経営の企業であり、収益を共同で享受し、リスクを共同で負担し、かつパートナーシップ企業の債務に対し無限責任を負う営利性組織(第2条)」
- 会計の性格: 外部への会計報告の必要性はない
- 会計規定
 - 「法律、行政法規の規定に従い企業の財務会計制度を確立しなければならない(第36条)」
- 会計制度
 - 小企業会計制度(現: 業種別会計制度)

2. 国内の企業形態

(3) 私営企業

- ②独私企業
- 基本法:個人独資企業法
- 制定:1999年8月30
- 所有形態:一個人による所有と経営の一致
 - 「1名の自然人が投資を行い、財産が投資者の個人所有に属し、投資者がその個人財産を持って企業の債務について無限責任を負う経営実態(第2条)」
- 会計の性格:外部への会計報告の必要性はない、主に税金との関係において
- 会計規定
 - 「法に従い会計帳簿を備え付け、会計計算を行わなければならない(第21条)」
- 会計制度
 - 小企業会計制度(現:業種別会計制度)

3. 外資系企業

(1) 合併企業

- 基本法: 中外合併企業法、中外合併企業法実施条例
- 制定: 1979年(最終改正: 2001年)、1983年(最終改正: 2001年)
- 目的: 海外からの優れた技術を国内に移転すること
 - 「国際的経済協力及び技術交流を拡大するため(法第1条)」
 - 「中国経済の発展及び科学技術水準の向上を促進することができ、社会主義現代化建設に役立つものでなければならない(実施条例第3条第1項)」
- 所有形態
 - 有限責任会社に限定(法第4条第1項、実施条例第14条第1項)
- 会計の性格: 受託責任会計
 - 所有者への会計報告
- 会計規定
 - 「中国の関連法律及び財務会計制度の規定に従って、合併企業の状況を考慮して制定し、かつ管轄財政部門、税務機関に届けなければならない(第69条)」
 - 「各合併当事者、管轄税務機関及び財政部門に、四半期および年度の会計報告書を提出しなければならない(第78条)」
- 会計制度
 - 企業会計制度

3. 外資系企業

(2) 合作企業

- 基本法: 中外合作經營企業法、中外合作經營企業法實施細則
- 制定: 1988年(最終改正: 2000年)、1995年
- 目的
 - 「対外的な経済協力及び技術交流を拡大すること(法第1条)」
 - 「製品を輸出するか、または先進的技術を有する生産型合作企業の質率・運営を奨励する(法第4条)」
- 所有形態
 - 有限責任会社に限定(実施細則第14条第1項)
- 会計の性格: 受託責任会計
 - 所有者への会計報告
- 会計規定
 - 「中国国内に会計帳簿を設け、規定に従って会計報告書を提出し、かつ財政税務機関の監督を受けなければならない(法第15条第1項)」
 - 「合作企業の財務、会計、会計監査、…、本実施細則に規定がない事項に対しては、関連する法律及び行政法規を適用する(実施細則第56条)」
- 会計制度
 - 企業会計制度

3. 外資系企業

(3) 独資企業

- 基本法: 外資独資企業法、外資独資企業法実施細則
- 制定: 1986年(最終改正: 2000年)、1990年(最終改正: 2001年)
- 目的
 - 「外資独資企業の設立は、中国国民経済の発展に役立つものでなければならない(法第3条第1項)」
 - 「外資独資企業の設立は中国の国民経済の発展に役立ち、顕著な経済的效果が得られるものでなければならない(実施細則第3条)」
- 所有形態
 - 原則として有限責任会社
- 会計の性質: 受託責任会計
 - 所有者への会計報告
- 会計規定
 - 「中国国内に会計帳簿を設け、独立採算制を実施し、規定に従って会計報告書を提出し、かつ財政税務機関の監督を受けなければならない(法第14条)」
 - 実施細則: 第9章「財務と会計」
- 会計制度
 - 企業会計制度

4. 現代企業

(1) 有限責任会社

- 基本法: 会社法
- 制定: 1993年(最終改正: 1999年)
- 目的: 所有と経営の分離
- 種類: 有限会社、株式会社
- 所有形態: 委託者(所有者)が受託者(経営者)に経営を委託
- 会計の性格: 受託責任会計
- 会計規定
 - 第6章「会社の財務、会計」
 - 「会社は、法律行政法規及び国務院財政主管部門の規定により、自社の財務、会計制度を確立しなければならない(第174条)」
 - 財務報告書の株主への送付、公告などのディスクロージャー規定(第176条)
- 会計制度
 - 企業会計制度

4. 現代企業

(2) 上場会社

- 証券取引所
 - 上海、深セン
 - 1,224銘柄が上場(2002年末)
- 証券市場に関する基本法
 - 証券法 制定:1998年12月29日
 - 第3章「後続情報の公開」
 - 半期報告書(第60条)、年度報告書(第61条)などの開示
- 上場企業に対する会計規制
 - 証券法、株式発行・取引管理暫定条例、株式会社の国内上場外資株(B株)に関する規定、上場会社の企業統治に関する準則など
 - 上場会社の企業統治に関する準則第89条
 - 「上場会社の開示する情報は、理解しやすいものでなければならない。上場会社は、使用者が経済的で、便利な方式(例えばインターネット)を通じて情報を得られるようにしなければならない。」

4. 現代企業

(2) 上場企業

□ 財務報告の様式

- 一般: 企業財務会計報告条例
- 上場会社: +a
 - 財務ディスクロージャー準則
 - 財務ディスクロージャー細則

□ 監査制度

- 公認会計士による監査
- 政府による監査
- 内部監査

4. 現代企業 (2) 上場会社

- 公認会計士による監査
- 基本法: 公認会計士法(1993年)
- 監査実務の規範
 - 監査準則
 - 中国公認会計士独立監査準則(3層構造)
 - 独立監査基本準則(第28号まで)
 - 独立監査具体準則、独立監査実務公告(第10号まで)
 - 業務執行規範指南(第7号まで)

まとめ

- 企業制度と会計制度の関係(図5-1)
 - 企業制度
 - 国有、郷鎮、私営、合併、合作、独資の6つの企業制度
 - 異なる次元において、有限責任会社
→場合によっては2つの企業制度を適用
- 会計制度(図5-2)
 - 会計法→企業会計準則、企業財務通則→企業会計原則
→3層構造
 - 企業会計準則と企業財務通則の位置付け
 - 企業会計制度、金融企業会計制度、小企業会計制度において根拠とする旨の記述なし
→会計法と企業財務会計報告条例を根拠

まとめ

- 企業制度と会計制度の性質
- 経済体制
 - 計画経済体制→計画的商品経済体制→社会主義市場経済体制
- 企業制度(所有構造の変化)
 - 国有・集団性企業→有限責任会社→上場企業
- 会計制度
 - 管理責任会計→受託責任会計→意思決定会計

まとめ

- 今後の展望
- 経済制度
 - 土台となる経済から生み出されるもの
 - 土台の変化に絶えず適用していかなくてはならない
- 市場経済の発展
 - 市場のニーズに応えるような企業形態・会計制度に変化
 - 企業制度: 外資企業への規制緩和
 - 会計制度: 受託責任会計の広がり与管理責任会計の衰退

まとめ

□ 中国会計制度の特徴

■ 会計法

□ 会計の基本法の存在

□ 会計を単独で規制するのは珍しい

→ 国家の規制が強いことの表われ

■ 会計制度もすべて国家によって管理

■ 社会主義国

□ 社会主義国であることが今後の経済社会にどのように作用していくかが注目

□ これからの研究課題

■ 実態からの分析

■ 各制度の問題点の考察